

第6回音水湖カップカヌーポロ大会

大会要項

- 1 大会名 第6回音水湖カップカヌーポロ大会
- 2 主催 宍粟市音水湖利活用推進委員会・宍粟市
- 3 協力 公益社団法人日本カヌー連盟カヌーポロ競技運営委員会・揖保川漁業協同組合
- 4 期 日 令和6年5月18日(土)～19日(日)
大会日程
5月18日(土) 8:30～8:50 受付
9:00～9:20 監督会議・審判会議
9:30～9:40 開会式
10:00～16:00 競技(講習・練習)
5月19日(日) 9:00～15:00 競技
15:00～15:30 表彰式及び閉会式
※競技時間は申込数に応じ変更する場合があります。
※(講習・練習)はトライアルの部の希望者のみとします。
- 5 会場 音水湖カヌー競技場(兵庫県宍粟市波賀町引原328-44)
- 6 種目 カヌーポロ競技
(1)一般の部(男女混成チームも可)
(2)トライアルの部(初心者の方)
※トライアルの部は、参加者から申し出があった場合に限り、安全に配慮するため、競技開始前に試合方法やルール等の確認のため、講習・練習を行います。希望される場合は参加申込書に記載してください。
- 7 試合方法 (1)公益社団法人日本カヌー連盟カヌーポロ競技規則に準ずる。
(2)予選はリーグ戦、決勝はトーナメント戦又はノックアウト戦とする。
(申込数により変更する場合があります)
(3)音水湖カップ適用ルールを採用する。
- 8 参加資格 (1)一般の部は15歳以上(中学生は除く)とする。
(2)トライアルの部は中学生以上とする。ただし、中学生単独チームの参加は認めない。また、個人での参加も可とするが、チーム編成は主催者で行う。
- 9 チーム編成 (1)監督・コーチ・マネージャー各1名、選手10名以内とする。
(2)一般の部に参加のチームは審判業務を依頼する。
(3)監督・コーチ・マネージャーは選手兼任可とするが、その場合は所定の申込用紙の選手欄にも氏名を記載し、参加料を納付すること。
(4)選手個人が複数のチームに登録することは原則認めない。例外が認め

- られる場合は主催者で協議する。
- 10 参加料 1人1,000円×参加人数(選手のみ)
(1)既納の参加料は原則返還しない。但し、警報発令時や悪天候等の事由により大会が中止となった場合は返還する。
(2)参加料は所定の方法で締切期日までに納付すること。
- 11 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し下記へ提出(メール送信可)すること。
- 12 申込締切 令和6年5月2日(木)午後5時必着
- 13 振込先 参加料は、下記口座へチーム単位又は個人で振込むこと。

【申込先・振込先】

〒671-4221

兵庫県宍粟(しそ)市波賀町上野257番地

宍粟市波賀市民局まちづくり推進課内

【宍粟市音水湖利活用推進委員会事務局】

電話 0790-75-2220 F A X 0790-75-3599

E-mail:ha-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp

振込先 ハリマ農業協同組合 波賀支所

普通 0039393

名 義 宍粟市音水湖利活用推進委員会

(シウシヨンスゴリカツヨスイシイカイ)

- 14 組合せ抽選 主催者により実施し、当日の大会冊子等に掲示する。
- 15 用艇用具 (1)競技に使用する用具及び装備一式は各チームで用意し、事前に点検すること。ただし、トライアルの部に参加のチーム及び個人は主催者で用意する。(大会運営に支障をきたさない限り、競技に使用する用具の持ち込みを認める)
(2)個人用の艇用具の破損、紛失、盗難についてはすべて自己責任とする。
(3)一般の部で借艇が必要な場合は主催者に依頼する。(艇数に限りがあるため要望に添えない場合もある)
- 16 検 定 検定は行わないが、各試合前や試合中などに対戦者と審判団や他のチームによる目視点検とする。不備があった場合は各チームで対応すること。なお、試合中に用具に不具合が生じた場合は自陣から出て交換すること。
- 17 表 彰 各種目の3位までに賞状等を授与する。
- 18 宿 泊 (1)宿泊が必要な場合は、所定の宿泊申込書により、参加チーム又は個人が直接申込すること。
宿泊施設名：フォレストステーション波賀 電話 0790-75-2717
兵庫県宍粟市波賀町上野 1799-6
(2)会場付近でのテント宿泊・車中泊による大会参加は認めない。

- 19 昼 食 昼食弁当が必要な場合は、所定の昼食弁当申込書により、参加チーム又は個人が直接申込すること。※会場付近に飲食店はありません。
- 20 その他 (1)今大会の審判業務の割振りや詳細説明を監督会議にて行う。
(2)駐車場は決められた場所に駐車し、それ以外に駐車しないこと。
(3)主催者は、大会期間中における怪我・事故について主催者が加入した傷害保険の補償額以外は責任を負わない。補償額以外は当該競技者が負うものとする。また、移動等（競技会以外）における事故等については本人の責任において対処するものとし、主催者は責任を負わない。なお、競技者は必ず健康保険証を持参すること。
(4)大会当日、午前6時の時点で宍粟市に警報が発令中の場合は主催者で開催可否について判断します。中止の場合は申込責任者へ連絡します。また、雷雨の場合は試合を直ちに中断し、主催者の判断により再開する。
(5)本大会の映像・写真・記事・記録等のテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への記載権及び肖像権は主催者に属します。
(6)主催者は申込の個人情報を宍粟市で開催する大会案内として要項発送等に使用することがあります。

21 問 合 せ

〒671-4221

兵庫県宍粟（しろう）市波賀町上野 257 番地

宍粟市波賀市民局まちづくり推進課内

【宍粟市音水湖利活用推進委員会事務局】

電話 0790-75-2220 FAX 0790-75-3599

E-mail:ha-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp